

(案)

## オガサワラカワラヒワ保護増殖検討会 設置要領

(目的)

第1条 令和3年4月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第45条第1項に基づき、「オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画」が策定され、同計画に基づきオガサワラカワラヒワの保護増殖事業が実施される。

本保護増殖事業の実施にあたり、事業の目標や方向性について、科学的な助言を得る場が必要であることから、「オガサワラカワラヒワ保護増殖検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(検討会の役割)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、助言を行う。

- (1) オガサワラカワラヒワの保護増殖事業の目標及び保護増殖事業計画に基づく実施計画の作成並びに改定に関する事項。
- (2) 実施計画による事業の方向性や評価に関する事項。
- (3) 保護増殖事業の実施に関連する関係機関の役割に関する事項。
- (4) その他オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 検討会は、オガサワラカワラヒワの生態、本種の減少要因への対策、その他希少野生動植物の保護増殖事業等について知見を有する有識者等で、環境省関東地方環境事務所長（以下「所長」という。）が委嘱した、又は環境省から検討会の運営にかかる業務を受託した者（以下「環境省からの業務受託者」）が所長の指示により委嘱した委員及び関係行政機関をもって構成する。

- 2 委員の委嘱期間は単年度毎とし、再任は妨げない。
- 3 所長は、必要に応じ、検討事項に関係のある者をオブザーバー（会議の傍聴をする者）として出席させることができる。
- 4 オブザーバーは、議事進行者から発言を求められた場合には、議事に関して発言することができる。
- 5 所長又は環境省からの業務受託者は、オガサワラカワラヒワ保護増殖事業の利害関係者（保護増殖事業の実施計画に基づく業務又は基づく可能性のある業務を官公庁から受注している又は受注する可能性のある業者に所属する者）を委員に委嘱することはできない。なお、利害関係者であってもオブザーバーと

して検討会に出席することができる。

(運営)

第4条 検討会の運営上必要がある場合には座長を置く。

- 2 座長を置く場合には、検討会開催前に所長と委員との互選により選出する。
- 3 座長は、検討会の議事運営を行う。
- 4 座長を置かない場合は関東地方環境事務所が議事運営を行う。

(委員の解嘱)

第5条 所長は、次に掲げる事項に該当する事由があったとき、委員を解嘱することができる。

- (1) 検討委員本人からの申し出があった場合
- (2) 座長から申し出があった場合
- (3) 委嘱期間中に第3条第5項に定める利害関係者に該当することになった場合
- (4) その他やむを得ない事情があった場合

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、関東地方環境事務所野生生物課が担うものとし、事務局は検討会に係る庶務を行う。

- 2 必要に応じ、事務局の一部を関係行政機関が担う。
- 3 必要に応じ、事務局の一部を外部機関に請け負わせることができる。

(附 則)

この要領は、令和3年9月30日から施行する。